

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書1 グリーンエネルギーCO₂削減計画1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称太陽光を利用した発電によるCO₂排出削減1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関わる設備（詳細）別紙1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 1. 参照。1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注 1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論	種別方法論名称
番号		
<input type="checkbox"/>	P001	風力発電
<input checked="" type="checkbox"/>	P002	太陽光発電
<input type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電
<input type="checkbox"/>	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-3	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））
<input type="checkbox"/>	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）
<input type="checkbox"/>	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））
<input type="checkbox"/>	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）

1. 4 方法論で定める要件への適合性

別紙2①「グリーン電力要件チェックリスト」又は別紙2②「グリーン熱要件チェックリスト」参照。

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{PC} = E_{PG} - E_{PS} - E_{PA}$$

$$E_{MP} = (E_{PS} + E_{PC}) \times CEF_{electricity,t}$$

記号	定義	単位
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	kWh

E _{PC}	太陽光発電実施期間における自家消費電力量	kWh
E _{PG}	太陽光発電実施期間における発電電力量	kWh
E _{PA}	太陽光発電実施期間における発電補機消費電力量	kWh
E _{MP}	太陽光発電実施期間における排出削減量	kgCO ₂
CEF _{electricity,t}	太陽光発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh

1. 6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------

申請・登録なし



注 1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1. 7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------

申請・登録なし



注 1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注 1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注 2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」3. 参照。

(1) グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者（発電事業者）

- 【1】 每月または四半期終了後、モニタリング実施者およびモニタリング責任者にて、プログラム型参加者リストに規定される登録区分・受電地点特定番号・電力区分・運転開始日・最大受給電力・F I T 買取期間の満了日・F I T 設備 I D ・設置場所・発電期間開始日・発電期間終了日・合計電力量など、グリーン電力発電電力量を算出するために必要となる資料を作成する。
- 【2】 每月または四半期終了後、メールなどにより、グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者より運営・管理者へ報告する。

(2) 運営・管理者（証書発行事業者：日本自然エネルギー（株））

- 【1】 グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者から受領したデータをもとに、毎月または四半期毎のグリーン電力発電電力量を算出する。
- 【2】 算出したグリーン電力発電電力量について、検証機関による検証終了後、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会事務局へ報告する。

なお、グリーン電力発電電力量の計量体制を様式1－2別紙添付に示す。

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の 5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
E _{PS}	太陽光発電実施期間における 系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測
E _{PG}	太陽光発電実施期間における 太陽光発電電力量	kWh	検定済み電力計による計測
E _{PA}	太陽光発電実施期間における 太陽光発電補機消費電力量	kWh	電力計による計測又は補機容量に稼働時間を乗じた値
C _E F _{electricity,t}	太陽光発電実施期間における 電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh	<p>デフォルト値を利用</p> $CEF_{electricity,t} = C_{mo} \cdot (1 - f(t)) + C_a(t) \cdot f(t)$ <p>ここで、</p> <p>t : 事業開始日以降の経過年</p> <p>C_{mo} : 限界電源二酸化炭素排出係数</p> <p>C_a(t) : t年に対応する全電源二酸化炭素排出係数</p> <p>f(t) : 移行関数</p> $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1\text{年}] \\ 0.5 & [1\text{年} \leq t < 2.5\text{年}] \\ 1 & [2.5\text{年} \leq t] \end{cases}$

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3 「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」 1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3 「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」 2. 参照。

種別方法論名称：太陽光発電
発電所名称：中部電力ミライズ太陽光プログラム型

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1) 計量器維持・管理	
責任者	実施者
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
(2) データの測定	
責任者	実施者
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
(3) 報告書の作成	
報告書作成者	[REDACTED]
報告書最終承認者	[REDACTED]
報告書受領者（証書発行事業者）	[REDACTED]

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{PS}	太陽光発電実施期間における系統への販売電力量	検定済み電力計による計測	CSV データ
E _{PG}	太陽光発電実施期間における太陽光発電発電電力量	検定済み電力計による計測	遠隔検針データ
E _{PA}	太陽光発電実施期間における太陽光発電補機消費電力量	対象なし	なし

以上

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号

(名称) 日本自然エネルギー株式会社

(代表者役職) 代表取締役社長 加藤 圭輝



申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: 中部電力ミライズ太陽光プログラム型)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないと 出ること	グリーン電力認証基準に該当する太陽光発電である。 追加的な温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計が取り付けられており、発電電力量を的確に測定できる。 所内消費を対象とし、「認証可能電力量の確認方法」による計算とし、左記(2)に該当する。	資料⑪参加者リスト
2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	グリーン電力の取引行為は、今後の太陽光発電設備の普及にあたり有意な貢献を行うことが期待される。※追加性要件(b)に該当する。	

2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	電気以外の価値がグリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、発電者と弊社(日本自然エネルギー(株))で契約上担保している。また、Jクレジット、非化石価値取引市場等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	⑫【資料④】太陽光発電業務委託契約書(案) ⑫【補足資料】あきらめないでソーラー約款
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をしていること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電は建築物に付随して設置されているので、これによる周辺への環境問題は生じない。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{*1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1…個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等※2		手続き状況※3	備考
1	電気事業法	工事計画届出	該当しない	
		保安規定届出	該当しない	
		主任技術者選任	該当しない	
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連系協議及び電力受給契約		電力会社との系統連系協議済み	⑫【資料①】接続同意書 ⑫【資料②】認定通知書
3	RPS 法		該当しない	
4	FIT 法		該当しない	
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律		該当しない	
6	国土利用計画法		該当しない	
7	騒音規制法		該当しない	
8	振動規制法		該当しない	
9	労働安全衛生法		該当しない	
10	建築基準法		該当しない	
11	消防法		該当しない	
12	高圧ガス保安法		該当しない	
13	熱供給事業法		該当しない	
14	農地法		該当しない	
15	都市計画法		該当しない	
16	大気汚染防止法		該当しない	
17	悪臭防止法		該当しない	
18	水質汚濁防止法		該当しない	

19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	該当しない	
25	自然公園法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			
・	特になし		

※2…記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3…可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合 ^{※4}	無の場合 ^{※5}	備考
(有)無	有効期限: 2030年3月	設置予定年月: 年 月	

※4…設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5…設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合 ^{※6}		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
有(無)			

※6…複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

様式 2-1

検証結果報告書

2022年 9月 16日

日本自然エネルギー株式会社

代表取締役社長 加藤 圭輝 殿

(住所) 東京都千代田区神田須田町1-25

JR 神田万世橋ビル

(名称) 一般財団法人 日本品質保証機構

理事 浅田 純男



一般財団法人 日本品質保証機構は、日本自然エネルギー株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:太陽光を利用した発電によるCO₂排出削減、日付 2022年9月2日)について、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」(2022年6月15日経済産業省・環境省)に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人 日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	太陽光を利用した発電によるCO ₂ 排出削減
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	日本自然エネルギー株式会社
事業実施場所	全国
事業の概要	中部電力ミライズ太陽光プログラム型
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画」によると、計画段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画認定日～（新規申請）
方法論	$EPC = EPG - EPS - EPA$ $E_{MP} = (EPS + EPC) \times CEF_{electricity,t}$

2. 検証結果

- 初回グリーンエネルギーCO₂削減計画申請。
- 本事業のグリーン電力発電設備認定日は下記の通り。
中部電力ミライズ太陽光プログラム型 2022年7月13日 認定番号 22P005
- 過去のグリーン電力量認証実績なし。
- このたびグリーン電力設備認定申請時の審査資料等を確認し、今回提出されている「グリーン電力要件チェックリスト」にグリーン電力発電設備認定時の審査内容が反映されていることを確認。

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づくグリーンエネルギーCO₂削減計画が、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

3. 実施した検証手続の概要

事業が日本国内で実施されること	事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地、およびグリーン電力設備認定申請時に提出されたグリーン電力発電設備概要書等の記載住所等により国内実施を確認。
方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の適合説明により確認。
方法論に基づいて実施されること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の 2.2 のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」にて確認。また、「モニタリング方法による提出書類」（様式 1-2 別紙 1 添付）により、モニタリング方法とその提出資料が妥当かを確認。
計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO ₂ 削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書」（様式 1-2）1.6 により、「J クレジット制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていること、同 1.7 により、「非化石価値取引市場への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。 また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2①）」の 2-3-4 環境価値の帰属により、環境価値が、グリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、契約上、担保されていることの記載を確認。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 別紙 1 添付の 1）により、グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切な運営・管理がなされるものと判断できる。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業の適かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画により、月次または毎四半期において、モニタリング実施者にてモニタリングデータの計測および算出のための資料を作成し、運営・管理者たる申請者へ報告されることを確認。 また、必要となる提出書類もモニタリング方法および提出書類（様式 1-2 別紙 1 添付の 2）により明確になっている。
上記の記録・管理方法及び体制を示す文書（グリーンエネルギー運営・管理計画）が作成されていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 別紙 1 添付の 1）が、当該文書であることを確認。

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先を示す文書（グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画）が作成されていること	グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先については、「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画（様式1-2別紙3）」の記載内容により確認。 ※保有予定者は未定である。
特定計量の要件を満たす計量方法が計画されていること	本件は特定計量制度の利用対象外である。
特定計量に使用する電気計器に係る基準を満たしていること	本件は特定計量制度の利用対象外である。
特定計量する者に係る基準を満たしていること	本件は特定計量制度の利用対象外である。

(添付資料)

・ 3. の各項目の根拠資料

- 1) グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書（様式1-1）
- 2) グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式1-2）
- 3) 事業リスト（様式1-2別紙1）
- 4) 計量体制（様式1-2別紙1添付の項目1）
- 5) モニタリング方法および提出書類（様式1-2別紙1添付の項目2）
- 6) グリーン電力要件チェックリスト（様式1-2別紙2①）
- 7) グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画（様式1-2別紙3）
- 8) グリーン電力設備認定申請時に提出された申請書

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書1 グリーンエネルギーCO₂削減計画1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称廃棄物を利用した発電による CO₂ 排出削減1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関する設備（詳細）別紙1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 1. 参照。1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注 1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック 番号	種別方法論		種別方法論名称
	P001	P002	
<input type="checkbox"/>	P001	風力発電	
<input type="checkbox"/>	P002	太陽光発電	
<input checked="" type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）	
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電	
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電	
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電	
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電	
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電	
<input type="checkbox"/>	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））	
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））	
<input type="checkbox"/>	H001-3	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））	
<input type="checkbox"/>	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）	
<input type="checkbox"/>	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））	
<input type="checkbox"/>	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）	

1. 4 方法論で定める要件への適合性

別紙2①「グリーン電力要件チェックリスト」又は別紙2②「グリーン熱要件チェックリスト」参照。

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の4. グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$S_B = F_B \div F_T$$

$$E_{MB} = (E_{BS} + E_{BC}) \times S_B \times CEF_{electricity,t}$$

記号	定義	単位
E _{BS}	バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh
E _{BC}	バイオマス発電実施期間における自家消費電力量	kWh
E _{BG}	バイオマス発電実施期間における発電電力量	kWh
E _{BA}	バイオマス発電実施期間における発電補機消費電力量	kWh
S _B	投入燃料に占めるバイオマス比率	%
F _B	発電に使用したバイオマス燃料	MJ
F _T	発電に使用した燃料合計	MJ
E _{MB}	バイオマス発電実施期間における排出削減量	kgCO ₂
CEF _{electricity,t}	バイオマス発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh

1. 6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録） 登録 申請・登録なし

注 1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1. 7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

申請中（未登録） 登録 申請・登録なし

注 1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注 1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注 2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」3. 参照。

(1) グリーンエネルギーCO₂ 削減事業実施者（発電事業者）

【1】 毎月末または毎四半期末において、モニタリング実施者およびモニタリング責任者にて、日別の遠隔検針データ・月別ごみ質分析結果・月別売電明細記録、その他関連資料など、グリーン電力発電電力量を算出するために必要となる資料を作成する。

【2】 每月初めまたは毎四半期初めにおいて、メール・FAX・郵送などにより、グリーンエネルギーCO₂ 削減事業実施者より運営・管理者へ報告する。

(2) 運営・管理者（証書発行事業者：八千代エンジニアリング（株））

【1】 グリーンエネルギーCO₂ 削減事業実施者から受領したデータをもとに、各四半期のグリーン電力発電電力量を算出する。

【2】 算出したグリーン電力発電電力量について、検証機関による検証終了後、グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証委員会事務局へ報告する。

なお、グリーン電力発電電力量の計量体制を様式1－2別紙添付に示す。

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
E _{BS}	バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測
E _{BG}	バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電電力量	kWh	検定済み電力計による計測
E _{BA}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電補機消費電力量	kWh	補機容量に稼働時間を乗じた値
F _B	発電に使用した木質バイオマス	MJ	分析事業者による分析結果報告書に基づき
F _T	発電に使用した燃料合計	MJ	ごみ質分析会社からの分析結果報告書をもとに廃棄物種別ごとの低位発熱量に組成割合を乗じて算定
CEF _{electricity,t}	木質バイオマス発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh	デフォルト値を利用 CEF _{electricity,t} = C _{mo} ·(1-f(t)) + C _a (t)·f(t) ここで、 t:事業開始日以降の経過年

			<p>C_{mo} : 限界電源二酸化炭素排出係数 C_{a(t)} : t 年に対応する全電源二酸化炭素排出係数 f (t) : 移行関数</p> $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1\text{年}] \\ 0.5 & [1\text{年} \leq t < 2.5\text{年}] \\ 1 & [2.5\text{ 年} \leq t] \end{cases}$
--	--	--	---

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3 「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」 1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3 「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」 2. 参照。

種別方法論名称：バイオマス発電（廃棄物）

発電所名称：佐賀市清掃工場

1. 計量体制

計量体制(管理体制)	
(1)計量器維持・管理	
責任者	実施者
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
(2)データの測定	
責任者	実施者
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
(3)報告書の作成	
報告書作成者	[REDACTED]
報告書最終承認者	[REDACTED]
報告書受領者（証書発行事業者）	[REDACTED]

2. モニタリング方法および提出書類

記号	定義	モニタリング方法	提出書類
E _{BS}	バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	検定済み電力計による計測	小売電気事業者からの買取明細書
E _{BG}	バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電電力量	検定済み電力計による計測	遠隔検針測定システムによる計測データ（電力量計の検定済証写真）
E _{BA}	木質バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電補機消費電力量	補機容量に稼働時間を乗じた値	発電補機定格出力一覧表 遠隔検針測定システムによる計測データに基づく稼働時間
F _B	発電に使用したバイオマス燃料	ごみ質分析会社からの分析結果報告書をもとに算定	ごみ質分析会社からの分析結果報告書

F _T	発電に使用した燃料合計	ごみ質分析会社からの分析結果報告書をもとに算定	燃料使用実績
----------------	-------------	-------------------------	--------

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住所) 東京都台東区浅草橋 5-20-8

(名称) 八千代エンジニヤリング株式会社

常務執行役員 事業開発本部長 妹尾 嘉之



申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:○○○)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	グリーン電力認証基準に該当する廃棄物によるバイオマス発電であり、温室効果ガス、有害ガスの排出は著しく少なく、左記(1)、(2)の要件をともに満たしている。	・58 直近のバイオマス比率 ・59-1~9 バイオマス比率計算式
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済電力量計を設置予定であり、発電電力量を的確に測定できる。 別紙「【佐賀市清掃工場】電力量認証の計算方法」による計算とし、所内消費を対象としていることを確認。 以上より、左記(2)に該当する。	・【佐賀市清掃工場】電力量認証の計算方法 ・附属書 10「認証可能電力量の確認方法」 ・附属書 25「発電設備結線図」 ・11 送配電事業者との系統連系サ

		※左記(1)にて小売電気事業者に売電しているが、(2)の所内消費電力を対象とする。	サービス契約書_契約書
2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	<p>グリーン電力の取引行為により、今後の本設備の維持や更新におけるコスト負担について有意な貢献を行うことが期待される。</p> <p>本件のグリーン電力取引行為は、電力の自家消費分が対象であり、FIT 法の対象とならない。</p> <p>以上より、追加性要件(b)「グリーン電力の取引行為が、当該設備のグリーン電力維持に貢献していること」に該当する。</p>	・12 追加性説明資料
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	電気以外の価値がグリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、発電者と弊事業者との間で契約上担保している。	・グリーン電力価値譲渡契約書
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をしていくことを提出。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報	・14 設立当時の環境アセスメント資料 ・15 佐賀市清掃工場維持管理記録
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、ごみ焼却施設の建設に関する理解を得られている。	・16 地元との協定書(一部を変更する協定書) ・16 地元との協定書または議事録等(環境保全協定)

2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1…個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等※2	手続き状況※3	備考
1	電気事業法	届出済・通知済	<ul style="list-style-type: none"> ・18 工事計画届出書 ・19 佐賀市清掃工場電気工作物保安規定 ・20 主任技術者選任届出書 ・21 定期安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知 ・22 溶接安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知 H14-1 号溶接安管審 ・22 溶接安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知 H14-2 号溶接安管審 ・22 溶接安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知 H14-3 号溶接安管審
2	電力会社との系統連系協議及び 電力需給契約	系統連系済 電力会社との需給契約締結済	<ul style="list-style-type: none"> ・11 送配電事業者との系統連系サービス契約書_契約書 ・24 電力需給契約書(買電) ・24 電力需給契約書(売電)
3	RPS 法	該当しない	—
4	FIT 法	認定済	・26 Fit 認定通知書
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない	—
6	国土利用計画法	該当しない	—
7	騒音規制法	騒音評価実施済	・29 騒音測定結果報告書（特定施設設置届出書）
8	振動規制法	該当しない	・14 設立当時の環境アセスメント資料
9	労働安全衛生法	ボイラー設置届済	・31 ボイラー設置届(ボイラー設置報告書)

10	建築基準法	建築確認済	・33 建築確認通知書
11	消防法	消防用設備等設置計画届出済 ボイラー設置届済 少量危険物貯蔵届出済	・36 消防設備等設置計画届出書 ・31 ボイラー設置届(ボイラー設置報告書) ・37 少量危険物貯蔵届出書
12	高圧ガス保安法	該当しない	—
13	熱供給事業法	該当しない	—
14	農地法	該当しない	—
15	都市計画法	該当しない	—
16	大気汚染防止法	測定実施	・41 ばい煙に関する説明書 ・42 排ガス結果報告書【市報用】令和2年度佐賀市清掃工場の排ガス測定結果
17	悪臭防止法	該当しない	・14 設立当時の環境アセスメント資料
18	水質汚濁防止法	該当しない	・14 設立当時の環境アセスメント資料
19	肥料取締法	該当しない	—
20	工場立地法	該当しない	—
21	森林法	該当しない	—

22	建築工事に関する資材の再資源化等に関する法律	該当しない	—
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	—
24	航空法	該当しない	—
25	自然公園法	該当しない	—
その他(景観条例・地元との協議等)			
	16 地元との協定書(一部を変更する協定書)	16 地元との協定書または議事録等(環境保全協定)	

※2…記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3…可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合 ^{※4}	無の場合 ^{※5}	備考
○ 有 ^{※6}	有効期限:2029年3月		検定付きメーターは設置済

※4…設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5…設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合 ^{※6}		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
○ 有 ^{※7}	売電収入	余剰電力について、小売電気事業者へ売電している	

※ 6 …複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

様式 2-1

検証結果報告書

2022年 9月 16日

八千代エンジニアリング株式会社
常務執行役員 事業開発本部長
妹尾 嘉之 殿

東京都千代田区神田須田町1-25
JR 神田万世橋ビル
(名称) 一般財団法人 日本品質保証機構
理事 浅田 純男



一般財団法人 日本品質保証機構は、八千代エンジニアリング株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:廃棄物を利用した発電による CO₂ 排出削減計画、日付 2022年 9月 5日)について、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」(2022年 6月 15日経済産業省・環境省)に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人 日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	廃棄物を利用した発電による CO ₂ 排出削減計画
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	八千代エンジニアリング株式会社
事業実施場所	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
事業の概要	佐賀市清掃工場
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画」によると、計画段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画認定日～（新規申請）
方法論	$E_{BC} = E_{BG} - E_{BA}$ $S_B = F_B \div F_T$ $E_{MB} = (E_{BS} + E_{BC}) \times S_B \times CEF_{electricity,t}$

2. 検証結果

- 初回グリーンエネルギーCO₂削減計画申請。
- 本事業のグリーン電力発電設備認定日は、2022年4月26日、認定番号 22B002。
- 過去のグリーン電力量認証実績あり。
- このたびグリーン電力設備認定申請時の審査資料等を確認し、今回提出されている「グリーン電力要件チェックリスト」にグリーン電力発電設備認定時の審査内容が反映されていることを確認。

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づくグリーンエネルギーCO₂削減計画が、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

3. 実施した検証手続の概要

事業が日本国内で実施されること	事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地、およびグリーン電力設備認定申請時に提出されたグリーン電力発電設備概要書等の記載住所等により国内実施を確認。
方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（バイオマス発電（鶏糞、バガス等）によるグリーン電力を使用した CO ₂ 削減計画）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の適合説明に

	より確認。
方法論に基づいて実施されること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書(様式1-2)」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の2.2のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論(P003-1バイオマス発電(鶏糞、バガス等)システム)」にて確認。また、「モニタリング方法による提出書類(様式1-2別紙1添付)により、モニタリング方法とその提出資料が妥当かを確認。
計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO ₂ 削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書(様式1-2)」1.6により、「Jクレジット制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていること、および同1.7により「非化石価値取引市場への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。 また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト(様式1-2別紙2①)」の2-3-4環境価値の帰属により、環境価値が、グリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、契約上、担保されていることの記載を確認。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書(様式1-2)」2.1グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制(様式1-2別紙1添付の1)により、グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切な運営・管理がなされるものと判断できる。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書(様式1-2)」2.1グリーンエネルギー運営・管理計画により、月次または毎四半期において、モニタリング実施者にてモニタリングデータの計測および算出のための資料を作成し、運営・管理者たる申請者へ報告されることを確認。 また、必要となる提出書類もモニタリング方法および提出書類(様式1-2別紙1添付の2)により明確になっている。
上記の記録・管理方法及び体制を示す文書(グリーンエネルギー運営・管理計画)が作成されていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減等計画書(様式1-2)」2.1グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制(様式1-2別紙1添付の1)が、当該文書であることを確認。
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先を示す文書(グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画)が作成されていること	グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の配分予定先については、「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量配分計画(様式1-2別紙3)」の記載内容により確認。 ※保有予定者は未定である。

特定計量の要件を満たす計量方法が計画されていること	本件は特定計量制度の利用対象外である。
特定計量に使用する電気計器に係る基準を満たしていないこと	本件は特定計量制度の利用対象外である。
特定計量する者に係る基準を満たしていること	本件は特定計量制度の利用対象外である。

(添付資料)

・ 3. の各項目の根拠資料

- 1) グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書（様式1-1）
- 2) グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式1-2）
- 3) 事業リスト（様式1-2別紙1）
- 4) 計量体制（様式1-2別紙1添付の項目1）
- 5) モニタリング方法および提出書類（様式1-2別紙1添付の項目2）
- 6) グリーン電力要件チェックリスト（様式1-2別紙2①）
- 7) グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画（様式1-2別紙3）
- 8) グリーン電力設備認定申請時に提出された申請書

様式 5

制度管理者

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用に伴う誓約書

2022年9月2日

(申 請 者) 八千代エンジニアリング株式会社

(役 職) 常務執行役員 事業開発本部長

(代表者氏名) 妹尾 嘉之



グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、第2条第3項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と同条第2項に定める制度管理者との関係を規定するものである。

(定義)

第2条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証申請者
 - 二 検証機関
 - 三 前二号に掲げる者のほかグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度管理システムにおける保有口座開設者
- 2 本約款において、制度管理者とは経済産業省及び環境省をいう。
- 3 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程、規約及びその他の文書を意味する。
- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則
 - 二 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会により制定される文書
- 4 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(制度利用における事項に関する合意)

第3条 制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認の上、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度における評価の対象となったグリーンエネルギーCO₂削減相当量が、他の類似制度において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を認証又は償却する際は、ダブルカウントを避けるための所要の措置を講ずること。
- 二 ダブルカウントが生じていることを制度管理者が把握した場合は、制度利用者に対してダブルカウントを是正する以下の措置を40営業日以内に講ずることを求めることができる。

ダブルカウントが発覚した場合には、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度又は他の類似制度に基づき発行される温室効果ガス排出削減量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により取消（無効化）する。かかる方法が困難である場合は、償却（無効化）されていないグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達したうえで、これを償却する。
- 三 前号にもかかわらず、40営業日以内に是正措置が履行されなかった場合、制度管理者は当該制度利用者の氏名等を公表するとともに、グリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達の上、償却を行うことができる。当該制度利用者はこれに要した一切の費用を制度管理者に補償しなければならない。

（個人情報）

- 第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。
- 2 制度利用者は、制度管理者が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

（基本文書に違反した場合の措置等）

- 第5条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与するグリーンエネルギーCO₂削減計画の認定を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が事象発生以降に新たにグリーンエネルギーCO₂削減相当量の保有・移転・償却を行うことを拒否することができる。

（免責事項）

- 第6条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度上の申請、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の移転等、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用に伴い、何らかの経済的・社会的问题等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂

削減相当量認証委員会は責任を負わず、制度利用者は、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、資源エネルギー庁のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、2012年1月17日から施行する。